

報告第 19 号

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定)に基づき、補助区分及び減免単価に変更があったため、小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正をする必要があるため。

小城市告示第 82 号

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

平成 29 年 7 月 27 日

小城市長 江里口 秀次

小城市告示第 82 号

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正
する告示

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 17 年小城市告示
第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

幼稚園保育料等従来条件減免基準表

減免単価（年額）

区 分		1人就園の場合 及び同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円	308,000円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000円	308,000円	308,000円
IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円	308,000円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000円	308,000円	308,000円
VI	当該年度の市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	272,000円	308,000円	308,000円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	139,200円	223,000円	308,000円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
IX	上記以外の世帯	—	154,000円	308,000円

（注）

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の

減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

減免単価×（保育料の支払月数＋3）÷15

- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

減免単価÷12月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等減免新条件基準表

減免単価（年額）

区 分		小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000円	308,000円
IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	308,000円	308,000円
VI	当該年度の市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000円	308,000円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	223,000円	308,000円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
IX	上記以外の世帯	154,000円	308,000円

（注）

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算す

る。

- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

$$\text{減免単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15$$

- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

$$\text{減免単価} \div 12 \text{月} \times \text{当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数}$$

- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第3及び別表第4に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

別表第3（第2条関係）

幼稚園保育料等減免基準表（Ⅵ及びⅦの世帯の場合）

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	減免単価(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税額 (円)	第1子 (従来条件のみ)	第2子 (従来条件/ 新条件とも に同じ)	第3子 (従来条件・ 新条件とも に同じ)
0人	0人	0人	34,500	—	—	—
1人	1人	0人	55,800	139,200	—	—
2人	1人	1人	66,900	—	223,000	—
	2人	0人	77,100	139,200	223,000	—
3人	1人	2人	78,000	—	—	308,000
	2人	1人	88,200	—	223,000	308,000
	3人	0人	98,400	139,200	223,000	308,000
4人	1人	3人	89,100	—	—	308,000
	2人	2人	99,300	—	—	308,000
	3人	1人	109,500	—	223,000	308,000
	4人	0人	119,700	139,200	223,000	308,000
5人	1人	4人	100,200	—	—	308,000
	2人	3人	110,400	—	—	308,000
	3人	2人	120,600	—	—	308,000
	4人	1人	130,800	—	223,000	308,000
	5人	0人	141,000	139,200	223,000	308,000

(注)

1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。

34,500円に①及び②の合計を加えた額以下

①16歳未満の扶養親族の数×21,300円

②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

小城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

現 行					改 正 案				
別表第 1（第 2 条関係） 幼稚園保育料等従来条件減免基準表 減免単価（年額）					別表第 1（第 2 条関係） 幼稚園保育料等従来条件減免基準表 減免単価（年額）				
区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から 2 人以上就 園している場 合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園 している場合 の次年長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第 3 子以降)	区 分		1 人就園の場合 及び同一世帯 から 2 人以上就 園している場 合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園 している場合 の次年長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第 3 子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円	II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	<u>290,000 円</u>	308,000 円	III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	<u>308,000 円</u>	308,000 円
IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円	IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	<u>290,000 円</u>	308,000 円	V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	272,000 円	<u>308,000 円</u>	308,000 円
VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	<u>217,000 円</u>	308,000 円	308,000 円	VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	<u>272,000 円</u>	308,000 円	308,000 円
VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>115,200 円</u>	<u>211,000 円</u>	308,000 円	VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>139,200 円</u>	<u>223,000 円</u>	308,000 円

VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価×（保育料の支払月数＋3）÷15
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価÷12 月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と 16 歳未満の子ども 2 人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第 3 及び別表第 4 に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	—	154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価×（保育料の支払月数＋3）÷15
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価÷12 月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と 16 歳未満の子ども 2 人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第 3 及び別表第 4 に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

別表第 2（第 2 条関係） 幼稚園保育料等減免新条件基準表 減免単価（年額）				別表第 2（第 2 条関係） 幼稚園保育料等減免新条件基準表 減免単価（年額）			
区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)	区 分		小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、就園している場合の最年長者 (第 2 子)	小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉を 1 人有しており、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに兄又は姉を 2 人以上有している園児 (第 3 子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円
II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	II	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>290,000 円</u>	308,000 円	III	当該年度の市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>308,000 円</u>	308,000 円
IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	IV	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円
V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>290,000 円</u>	308,000 円	V	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>308,000 円</u>	308,000 円
VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円	VI	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	308,000 円	308,000 円

VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>211,000 円</u>	308,000 円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価×（保育料の支払月数＋3）÷15
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価÷12 月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と 16 歳未満の子ども 2 人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第 3 及び別表第 4 に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

VII	当該年度の市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等除く）	<u>223,000 円</u>	308,000 円
VIII	当該年度の市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	185,000 円	308,000 円
IX	上記以外の世帯	154,000 円	308,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価×（保育料の支払月数＋3）÷15
- 3 転入又は転出した場合の減免単価は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
減免単価÷12 月×当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が減免単価を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 表の市町村民税所得割課税額は、夫婦（片働き）と 16 歳未満の子ども 2 人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合等は別表第 3 及び別表第 4 に読み替える。
- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 7 第Ⅶ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。
- 8 ひとり親世帯等の特例については、市長がひとり親世帯に準ずると認める世帯、住宅障害児（者）のいる世帯等を該当とする。

別表第3（第2条関係）

幼稚園保育料等減免基準表（Ⅵ及びⅦの世帯の場合）

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	減免単価(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税 額 (円)	第1子 (従来条件のみ)	第2子 (従来条件 /新条件と もに同じ)	第3子 (従来条件・新 条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	34,500	—	—	—
1人	1人	0人	55,800	115,200	—	—
2人	1人	1人	66,900	—	—	—
	2人	0人	77,100	115,200	211,000	—
3人	1人	2人	78,000	—	—	—
	2人	1人	88,200	—	211,000	—
	3人	0人	98,400	115,200	211,000	308,000
4人	1人	3人	89,100	—	—	—
	2人	2人	99,300	—	211,000	—
	3人	1人	109,500	—	211,000	308,000
	4人	0人	119,700	115,200	211,000	308,000
5人	1人	4人	100,200	—	—	—
	2人	3人	110,400	—	211,000	—
	3人	2人	120,600	—	211,000	308,000
	4人	1人	130,800	—	211,000	308,000
	5人	0人	141,000	115,200	211,000	308,000

別表第3（第2条関係）

幼稚園保育料等減免基準表（Ⅵ及びⅦの世帯の場合）

19歳未満の扶養親族の数			基準(上限)額	減免単価(円)		
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	市町村民税 所得割課税 額 (円)	第1子 (従来条件のみ)	第2子 (従来条件 /新条件と もに同じ)	第3子 (従来条件・新 条件ともに 同じ)
0人	0人	0人	34,500	—	—	—
1人	1人	0人	55,800	139,200	—	—
2人	1人	1人	66,900	—	223,000	—
	2人	0人	77,100	139,200	223,000	—
3人	1人	2人	78,000	—	—	308,000
	2人	1人	88,200	—	223,000	308,000
	3人	0人	98,400	139,200	223,000	308,000
4人	1人	3人	89,100	—	—	308,000
	2人	2人	99,300	—	—	308,000
	3人	1人	109,500	—	223,000	308,000
	4人	0人	119,700	139,200	223,000	308,000
5人	1人	4人	100,200	—	—	308,000
	2人	3人	110,400	—	—	308,000
	3人	2人	120,600	—	—	308,000
	4人	1人	130,800	—	223,000	308,000
	5人	0人	141,000	139,200	223,000	308,000

(注) 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。 34,500 円に①及び②の合計を加えた額以下 ①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円	(注) 1 扶養親族が6人以上の場合は、次の計算式により算定する。 34,500 円に①及び②の合計を加えた額以下 ①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円
---	---